

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、福岡県や添田町の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外の建造物は、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る町長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図る。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議の上、実施することとする。

2. 既往制度の指定状況に応じた個別の事項

(1) 県及び町の指定文化財

県及び町の指定文化財は、福岡県及び添田町の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 国の登録有形文化財

本町には、文化財保護法に基づく登録有形文化財は現在存在していない。今後、本制度を活用する場合は、文化財保護法に基づく届出制度による保護を図る。

本建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努める。民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。

(3) 景観重要建造物

本町には、景観法に基づく景観重要建造物は現在存在していない。今後、本制度を活用する場合は、景観法に基づく許可制度による保護を図る。

本建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努める。民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。

(4) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や町指定文化財等の登録・指定と重複するよう努めるものとする。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3. 現状変更に伴う届出等の手続き

(1) 届出等の手続き

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする所有者は、歴史まちづくり法第15条第1項の規定に基づき、行為に着手する日の30日前までに町長に届け出なければならない。

現状変更を行う場合、所有者は町に事前の相談・協議を行い、町は現状変更の内容を事前に把握するとともに、適切な変更が行われるように指導する。

町は届出書の内容を確認し、適切な現状変更が行われていないと判断した場合は、必要に応じて所有者に対して勧告を行い、行為の是正に努める。

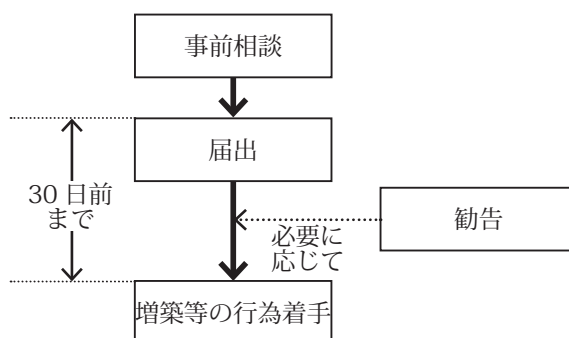


図 手続きの流れ

(2) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

表 届出が不要な行為

届出が不要な行為	
ア	文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	福岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく福岡県指定有形文化財について、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
ウ	福岡県文化財保護条例第29条第1項の規定に基づく福岡県指定有形民俗文化財について、同条例第31条第1項に基づく現状変更等の届出を行った場合
エ	福岡県文化財保護条例第37条第1項の規定に基づく福岡県指定史跡について、同条例第43条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
オ	添田町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく添田町指定文化財について、同条例第11条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
カ	景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可の申請を行った場合